

名古屋市放課後児童健全育成事業の届出の概要

- 1 根拠 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8
児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 32 の 2
名古屋市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱
- 2 対象 (1) 平成 27 年 3 月 31 日現在、現に放課後児童健全育成事業を実施している留守家庭児童育成会等
(2) 平成 27 年 4 月 1 日現在、新たに運営委員会を設置し、放課後児童健全育成事業を実施しようとしている留守家庭児童育成会
(3) 平成 27 年 4 月 1 日以降、新たに放課後児童健全育成事業を実施しようとしている者（上記(1)・(2)を除く）

3 開始の届出

要綱（第 1 号様式）放課後児童健全育成事業開始届

【届出の時期】

- ・前記 2 (1)については、平成 27 年 4 月初めから 6 月末までの間に行います。
※ 詳細は別途通知予定
- ・前記 2 (2) 及び(3)については、事業を開始する前までに、子ども青少年局放課後事業推進室に届け出ること（法＝「あらかじめ」 ☞ おおむね 1 ヶ月前までとする）

【届出の内容】

- ・事業の内容 ☞ 「放課後児童クラブの運営」
- ・代表者の氏名又は法人の名称
☞ 留守家庭児童育成会については「運営委員長 氏名」、法人については「法人の名称」、その他については「代表者氏名」
- ・代表者の住所又は法人の主たる事務所の所在地
☞ 「代表者住所」ほか法人所在地
- ・職員の定数 ☞ 運営規程に規定した職員（放課後児童支援員及び補助員）数
- ・事業の用に供する
施設の名称 ☞ 「留守家庭児童育成会名」ほか放課後児童クラブの施設名
種 類 ☞ 「放課後児童健全育成事業」
所 在 地 ☞ 「留守家庭児童育成会所在地」ほか放課後児童クラブの所在地
- ・建物その他の設備の規模及び構造
☞ 専用区画の面積等

・事業開始予定年月日

☞ 前記2(1)「平成27年4月1日」

☞ 前記2(2)・(3)「(現に届け出る日からおおむね1ヶ月後の事業開始予定年月日)」

・併せて提出する書類

1 定款その他の基本約款 ☞ 「運営委員会規定」ほか法人定款

2 運営規程

3 主要職員の氏名及び経歴とその職務の内容

☞ 常勤の放課後児童支援員(常勤の補助員含む)名が記載された名簿にそれぞれの経歴と担当職務内容(☞「児童の指導等」等)が記載されたもの

※有資格及び「2名以上配置」の職員配置基準の確認のため

4 収支予算書

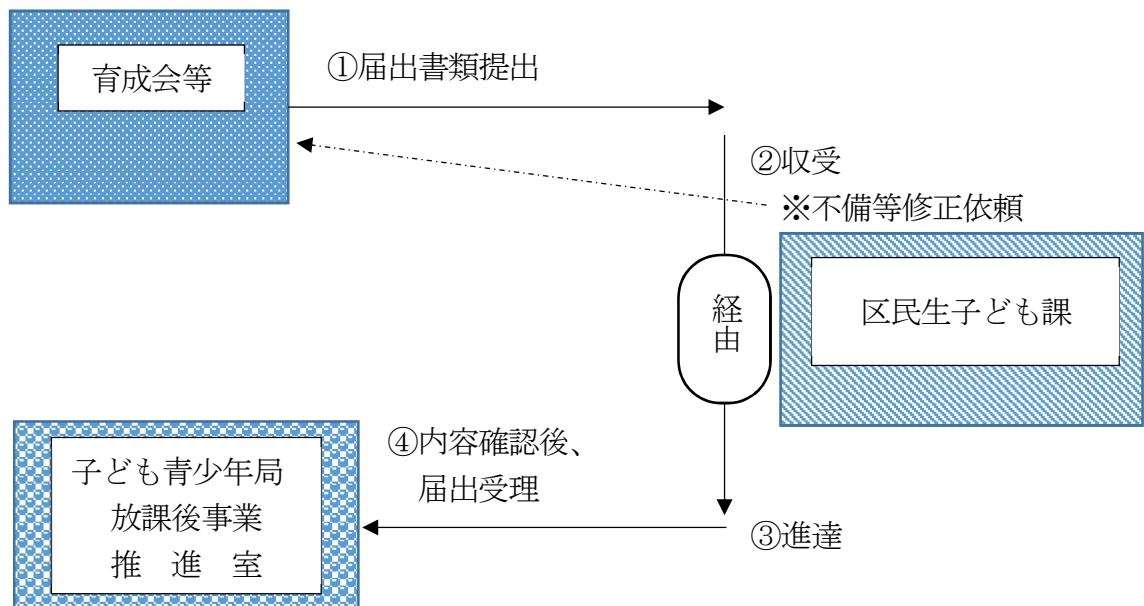
5 事業計画書

※4及び5については、インターネットを利用し、これらの内容が閲覧できる状況にある場合は添付不要

6 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

☞ 「平面図」等(専用区画等が識別できる図面等が望ましい)

【事務の流れ】



4 変更の届出

要綱（第2号様式）放課後児童健全育成事業変更届

【届出の時期】

- ・変更の日から1ヶ月以内に、子ども青少年局放課後事業推進室に届け出ること

【届出の内容】

- ・開始の届出により届け出た内容（前記）に変更があった場合に提出

【事務の流れ】

- ・開始の届出に同じ

5 事業の廃止又は休止の届出

要綱（第3号様式）放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

【届出の時期】

- ・事業を廃止又は休止する前までに、子ども青少年局放課後事業推進室に届け出ること（法＝「あらかじめ」 ☞ おおむね1ヶ月前までとする）

【届出の内容】

- ・開始の届出により届け出た内容（前記）に変更があった場合に提出

【事務の流れ】

- ・開始の届出に同じ

平成27年度届出事務スケジュール（案）

平成27年

4月	1日	水	※届出依頼（区あて）
	2日	木	
	3日	金	
	4日	土	
	5日	日	
	6日	月	
	7日	火	
	8日	水	
	9日	木	
	10日	金	
	11日	土	
	12日	日	
	13日	月	
	14日	火	
	15日	水	
	16日	木	
	17日	金	
	18日	土	
	19日	日	
	20日	月	
	21日	火	
	22日	水	
	23日	木	
	24日	金	
	25日	土	
	26日	日	
	27日	月	
	28日	火	
	29日	水	
	30日	木	

5月	1日	金	
	2日	土	
	3日	日	
	4日	月	
	5日	火	
	6日	水	
	7日	木	
	8日	金	
	9日	土	
	10日	日	
	11日	月	
	12日	火	
	13日	水	届出期限（区1次）
	14日	木	市へ進達
	15日	金	不備あり 修正等依頼
	16日	土	
	17日	日	
	18日	月	
	19日	火	
	20日	水	
	21日	木	
	22日	金	
	23日	土	
	24日	日	
	25日	月	
	26日	火	
	27日	水	
	28日	木	
	29日	金	
	30日	土	
	31日	日	

6月	1日	月	
	2日	火	
	3日	水	
	4日	木	
	5日	金	
	6日	土	
	7日	日	
	8日	月	
	9日	火	
	10日	水	届出期限（区2次）
	11日	木	市へ進達
	12日	金	
	13日	土	
	14日	日	
	15日	月	
	16日	火	
	17日	水	
	18日	木	
	19日	金	
	20日	土	
	21日	日	
	22日	月	
	23日	火	
	24日	水	
	25日	木	
	26日	金	
	27日	土	
	28日	日	
	29日	月	
	30日	火	届出期限（市受理期限）